

第9回 南城市教育委員会（定例会）会議録

令和4年8月26日（金）

開会：15時00分

閉会：16時47分

南城市役所2階215会議室

出席委員 教育長 具志堅兼栄
委員 糸数洋 儀間朝昭 宮城末義 知念夏奈子

委員以外の出席者 宮城光也教育部長、與儀毅教育部参事、知念弘樹教育総務課長、
嶺井利宣教育指導課長、知念準生涯学習課長、親川健治教育施設課長
山里昌次文化課長、中村良（記録者）

教育長報告及び各課の業務報告

議題等 議案第27号 南城市久高島留学センター条例の一部を改正する条例に関する
意見の申出について
議案第28号 南城市離島高校生修学支援費補助金交付規則の一部を改正する
規則
議案第29号 南城市立久高小中学校修学旅行費補助金交付要綱について
議案第30号 南城市公民館の設置及び管理に関する条例に関する意見の申出
について
議案第31号 南城市公民館管理規則の全部を改正する規則について
議案第32号 南城市公民館運営審議会規則を廃止する規則について
議案第33号 指定管理者の指定について議決内容の一部変更に関する意見の
申出について
議案第34号 南城市立図書館条例の一部を改正する条例に関する意見の申出
について
議案第35号 南城市立図書館管理規則の一部を改正する規則について

その他

具志堅教育長 本日は、委員全員が出席しておりますので会議は成立いたします。

それではただいまから令和4年第9回南城市教育委員会議 定例会を開会致します。

会議録の署名委員は知念委員を指名します。

本日の日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり進めたいと思います。
ご異議ございませんか。

具志堅教育長 異議なしと認めます。よって日程表のとおり進めて参ります。

それでは始めに、教育長業務報告を行います。
業務報告については事前に配布した内容のとおりとなっています。
業務報告についてご意見、ご質問はございませんか。

特にないようですので、これで質問を終わります。

つづきまして、各課業務報告となっています。
業務報告についても事前に配布した内容のとおりとなっています。
ご意見ご質問がありましたらよろしくお願ひします。

質問等がないようですので、先に進めます。

次に学校からの報告がございますか。

與儀教育部参事より資料を配付の上、1学期の問題行動不登校調査結果等の報告あり

具志堅教育長 ただいまの報告について、ご意見、ご質問ございませんか。

糸数委員 いじめの認知件数については、新型コロナウイルス感染症の影響で大幅に減少したという記事を拝見しましたが、市内の状況を伺いたい。

與儀教育部参事 そのことに特化した分析は行っておりませんが、減っているという認識はございません。かえってマスクの着脱等で新たな案件が出てきている状況です。

具志堅教育長 他にご意見、ご質問ありませんか。

宮城委員 いじめが解消しているものでゼロが多いですが、特に中学校については解消していないのですか。

與儀教育部参事 3ヶ月単位で見守っているため、3ヶ月前の分はまだ判断ができていないという状況です。

宮城委員 それでは、9月頃には、1学期の解消の状況が把握できるのですか。

與儀教育部参事 はいそうです。

宮城委員 それにしても、解消されていない件数が多いように感じるので、学校側もしっかり観察する必要があると思います。

與儀教育部参事 今後も丁寧に対応いたします。

知念委員 いじめの解消については、何をもって解消としているのか、また未然防止の学校側の取組みを教授いただきたい。

與儀教育部参事 何をもっていじめ解消と判断するかについては、本人の気持ちや保護者とのやり取りにおいての確認などを行い、担任をはじめ先生方で検討する場を設けて、組織的に判断しています。また、未然防止の取組みについては、先生方には人権に配慮した取組みを道徳の授業などを通じてやさしく丁寧に対処するよう心掛けています。

具志堅教育長 他にございませんか。

宮城委員 ゼロであることはありえないと文科省も打ち出しておりますが、以前と比較すると学校側の捉え方が安易になっているのではないかと懸念されます。いじめにより命を失うことやいじめにより不登校につながる事例は絶対にあってはならない非常に重要であるので、校長連絡会等を通じて共通理解し、適切な対応をしていただきたい。

與儀教育部参事 わかりました。担当及び私の方からも各学校へしっかりと伝えます。

具志堅教育長 他にございませんか。
他にないようですので、これで質問を終わります。

それでは、議事に入ります。
議案第27号「南城市久高島留学センター条例の一部を改正する条例に関する意見の申出について」を上程致します。
事務局の説明を求めます。

教育総務課長より、「南城市久高島留学センター条例の一部を改正する条例に関する意見の申出について」説明

具志堅教育長 これから質疑を行います。

知念委員 位置の変更ということは、場所が変わったのですか。

教育総務課長 以前に場所の移動があったが、位置の変更がなされていなかったため、今回、正しい位置に変更するための条例改正となっております。

休憩
再開

具志堅教育長 この件につきまして、他にご質疑ございますか。
他にないようですのでこれで質疑を終わります。

議案第27号「南城市久高島留学センター条例の一部を改正する条例に関する意見の申出について」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
異議なしと認めます。

したがって、議案第27号「南城市久高島留学センター条例の一部を改正する条例に関する意見の申出について」は、原案のとおり可決されました。

つづきまして議案第28号「南城市離島高校生修学支援費補助金交付規則の一部を改正する規則」を上程致します。

事務局の説明を求めます。

教育総務課長より、議案第28号「南城市離島高校生修学支援費補助金交付規則の一部を改正する規則」について説明

具志堅教育長

これから質疑を行います。
質疑はございませんか。

儀間委員

上限が24万円ということでしょうか。

教育総務課長

24万円を上限とし、その金額に達しない場合は実費相当分が補助対象となります。

具志堅教育長

他にございますか。

宮城委員

従来は、教育長へ提出していた書類を市長へ改正する理由を教えていただきたい。

教育総務課長

市の財務規則に準じて補助金の申請及び交付関係については、市長となっているため、これまでも教育委員会関係の例規については、改正しておりましたが、当規則については未だ改正がなされていなかったため、今回の改正となっております。

糸数委員

第5条において、補助金の額は生徒1人当たり年間の修学支援費との表記になっているが、修学費が適当ではないでしょうか。

教育総務課長

国及び県の補助金要綱等との関連性もございますので、確認の上、表記の方法について報告いたします。

具志堅教育長

他にございますか。

儀間委員

教育長から市長へ改正した場合の決裁方法は、どのようになりますか。

教育総務課長

決裁の方法については、これまでと変更はございません。

具志堅教育長

決裁方法については、財務規則において金額ごとの専決事項がございますので、それに基づいて決裁を行います。

他にございますか。

知念委員 補助金の額について、予算の範囲内で定める額から上限24万円となっておりますが、対象者にとって不利になることはないですか。

教育総務課長 補助金の額については、これまでも国、県の負担割合に基づいて、上限を24万円としておりましたので、今回は上限額を明確にするための改正となっております。

具志堅教育長 他にございますか。

糸数委員 第9条の実績報告について、「3月31日から起算して7日までに」から「事業が終了して7日以内もしくは3月31日」へ改正する理由を教えてください。

具志堅教育長 休憩します。

再開します。

教育総務課長 これまでの条文に基づいて実績報告を行うと、検査の実施が年度を超えてしまう場合があります、そうすると予算の単年度主義の観点から好ましくないため、余裕をもって年度内の検査を行うことのできる条文へ改正することにしました。

糸数委員 改正理由は、理解しましたが、事業が終了してとありますが何をもちって事業終了とするのですか。

教育総務課長 支払いが上限額の24万円を超えた時点を事業終了と捉えて、実績報告及び完了検査が可能となります。

具志堅教育長 他にございますか。

知念委員 今回の規則改正で、現在、1年生で補助金交付を受けている対象者が、2年生になったときに遡って手続きする場合がありますか。

教育総務課長 これまでの交付申請及び決定については、経過措置がありますので特に遡って行う手続きはございません。

具志堅教育長 他にございますか。

質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。

議案第28号「南城市離島高校生修学支援費補助金交付規則の一部を改正する規則」についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

具志堅教育長 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号「南城市離島高校生修学支援費補助金交付規則の一部を改正する規則」については、原案のとおり可決されました。

つづきまして議案第29号「南城市立久高小中学校修学旅行費補助金交付要綱」を上程致します。

事務局の説明を求めます。

教育総務課長より議案第29号「南城市立久高小中学校修学旅行費補助金交付要綱」について説明

具志堅教育長

これより質疑を行います。
質疑はございませんか。

宮城委員

今年度からへき地等級変更により補助金事業の対象外になったが、今年度までは従来どおり補助をするとのことですが、次年度以降の対応はどのようになっていますか。

また、今後補助対象の範囲拡大等について要請等を行うことも考えているのかをお伺いします。

教育総務課長

今回のへき地等級の変更につきましては、教職員の手当てに関連しますので、学校現場から教育委員会や県教育庁への要請はあったようです。

本市においても担当の方から県教育庁へ確認したところルールに則って適正に判断した結果であるとの報告を受けておりますので、今後あらためて要請することは考えておりません。

また、次年度以降の補助金については、これまで同様の補助は厳しいと考えており、今後の方向性については現在検討中です。

具志堅教育長

補足します。

第4条において、補助金の額は予算の定める範囲内の額と表記されておりましたので、今年度に限っては従来と同額を予算計上しておりましたので財政課と協議の上、今年度に限っては予算に計上された範囲内において補助金を交付する確約を得ております。しかし、次年度以降については、補助金がない以上、市内の他校との公平性を保つ観点からも、適正に算定し、補助金の額を検討したいと考えております。

他にご質疑、ご質問はございませんか。

儀間委員

へき地の等級の算定方法は定められているのですか。

教育総務課長

定期船の便数や、本島までの距離、児童生徒数等の算定項目がございまして、それに基づいて等級が決まります。

儀間委員

今回は、どの項目が変わったのですか。

教育総務課長

主に教職員数の増や定期船の増便、役所までの距離が近くなったことなどが挙げられます。

具志堅教育長 他にございますか。

知念委員 第3条の補助対象経費については、適正でしょうか。

教育総務課長 今年度までは、従来の対象の範囲内で補助するということで、この条文となっておりますが、次年度以降は他の学校との公平性も加味して適正に判断したいと考えております。

具志堅教育長 他にございますか。
質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

議案第29号「南城市立久高小中学校修学旅行費補助金交付要綱」について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

具志堅教育長 異議なしと認めます。
したがって、議案第29号「南城市立久高小中学校修学旅行費補助金交付要綱」は、原案のとおり可決されました。

つづきまして議案第30号「南城市公民館の設置及び管理に関する条例に関する意見の申出について」を上程致します。
事務局の説明を求めます。

生涯学習課長より議案第30号「南城市公民館の設置及び管理に関する条例に関する意見の申出について」説明

具志堅教育長 これから質疑を行います。

儀間委員 船越公民館を中央公民館に位置付けるということでしょうか。

生涯学習課長 船越公民館は、中央公民館機能を備えていませんので、これまでと同様の指定管理受託であり、中央公民館としての位置付けではありません。中央公民館活動については、佐敷老人福祉センター及び大里農村改善センターにおいて、機能を分散して活動を継続していきます。

具志堅教育長 他にございますか。

糸数委員 これまでどおり、区が指定管理を受けるという理解でよろしいでしょうか。

生涯学習課長 はい、そのとおりです。

糸数委員 船越公民館に新たに中央公民館長を置くことないはないですか。

生涯学習課長 これまで中公民館の館長は、生涯学習課長が兼務しておりますが、中央公民館閉館後に船越公民館へ中央公民館長を配置することはありません。
なお船越公民館の館長については、管理規則において指定管理者側が置くこととなりますので、船越側で設置することになります。

具志堅教育長 他にございますか。

宮城委員 これまでのサークルは大里と佐敷にとのことだが、船越公民館の利用についても区民以外のサークル等が利用することも可能でしょうか。

生涯学習課長 これまでも分館の利用規定で区民及び区民以外が使用等を定めるので、区民以外が使用することも可能です。

宮城委員 区民と区民以外の利用料金についても指定管理者が定めているのですか。

生涯学習課長 指定管理者が定めて市が承認することになっております。

宮城委員 その場合、これまで、中央公民館でサークル活動をしていた団体が利用する際にこれまでより利用料金が上がることがないように、市の方で料金について配慮しておりますか。

生涯学習課長 施設の規模的にも中央公民館より小規模ですので利用料金が高くなることはありません。

具志堅教育長 他にございませんか。

知念委員 公民館を指定管理しているのは船越だけですか。

生涯学習課長 法第24条の規定に基づく公民館については、船越のみとなりますが、その他の公民館については指定管理を受けている自治会もあります。

具志堅教育長 休憩します。

休憩
再開

具志堅教育長 再開します。
他に質疑ございませんか。

知念委員 中央公民館の閉館に伴いサークルは代替施設で実施するとのことですが、公民館講座等の自主事業はどのようになるのか、また現在勤務している公民館主事などの職員はどのようになるのでしょうか。

生涯学習課長 中央公民館に勤務している職員は佐敷老人福祉センターでの勤務となります。また、公民館の自主事業についても佐敷老人福祉センターで実施します。

具志堅教育長 他にございますか。

宮城委員 中央公民館が閉館して玉城地域住民が交通の便など不利益を被っていると思うが、市民から不平や苦情等はありませんか。

生涯学習課長 閉館に伴い、議員及び玉城地区の区長会、サークル団体への説明会を実施しましたところ、サークルからは距離が遠くなる懸念は出たが場所が確保できるならと理解は得られました。ただし、玉城地域に図書館がなくなる不満はあり、やはり近くに図書館は欲しいとの意見はありました。

具志堅教育長 他にございますか。

宮城委員 私も大里の図書館をよく利用していますが、かなり充実していると感じています。ですので玉城から図書館がなくなると市民は困ると思いますので応急的にも図書館を設けることはできないでしょうか。例えば小中学校の図書館の利用などを検討してはどうでしょうか。

具志堅教育長 ただ今のご質疑については、後ほど図書館管理条例の一部改正に関する議案がございますので、その際にお答えしたいと思いますのでご了承ください。

具志堅教育長 他にございますか。

議案第30号「南城市公民館の設置及び管理に関する条例に関する意見の申出について」採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第30号「南城市公民館の設置及び管理に関する条例に関する意見の申出について」は、原案のとおり可決されました。

つづきまして、議案第31号「南城市公民館管理規則の全部を改正する規則」を上程致します。

事務局の説明を求めます。

生涯学習課長より議案第31号「南城市公民館管理規則の全部を改正する規則」について説明

具志堅教育長 これから質疑を行います。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

議案第31号「南城市公民館管理規則の全部を改正する規則」について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第31号「南城市公民館管理規則の全部を改正する規則」は、原案のとおり可決されました。

具志堅教育長

つづきまして議案第32号「南城市公民館運営審議会規則を廃止する規則」を上程致します。

事務局の説明を求めます。

生涯学習課長より議案第32号「南城市公民館運営審議会規則を廃止する規則」について説明

具志堅教育長

これから質疑を行います。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

議案第32号「南城市公民館運営審議会規則を廃止する規則」について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第32号「南城市公民館運営審議会規則を廃止する規則」は、原案のとおり可決されました。

つづきまして議案第33号「指定管理者の指定について議決内容の一部変更に関する意見の申出について」を上程致します。

事務局の説明を求めます。

生涯学習課長より議案第33号「指定管理者の指定について議決内容の一部変更に関する意見の申出について」説明

具志堅教育長

これから質疑を行います。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

議案第33号「指定管理者の指定について議決内容の一部変更に関する意見の申出について」について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第33号「指定管理者の指定について議決内容の一部変更に関する意見の申出について」は、原案のとおり可決されました。

つづきまして、議案第34号「南城市立図書館条例の一部を改正する条例に関する意見の申出について」を上程致します。

事務局の説明を求めます。

生涯学習課長より議案第34号「南城市立図書館条例の一部を改正する条例に関する意見の申出について」説明

具志堅教育長

これから質疑を行います。

先ほどあった宮城委員からの質問のあった玉城地区の図書館機能について、事務局より説明をお願いします。

生涯学習課長

閉館に伴い利用者等からの意見があり、4地区の分館は維持すべきとのことで玉城中学校のコンピュータ室や百名小学校の地域連携室など各学校の空き室を利用できないか検討しております。

また、議員からも役所と学校だけで協議するのではなく、PTAの意見も踏まえて検討した方がよいという意見がありまして、結論を出すまでに多少時間がかかると思われるので一先ず廃館し、その後に検討していくという判断をしました。

具志堅教育長

質疑はございませんか。

宮城委員

要望があるなら早めに動いた方がよいのではないのでしょうか。

生涯学習課長

教育委員会としましても設置するメリットデメリットや学校へ設置する場合のセキュリティ面を考慮しながら調整したいと思います。

具志堅教育長

他にございますか。

これで質疑を終わります。

議案第34号「南城市立図書館条例の一部を改正する条例に関する意見の申出について」採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第34号「南城市立図書館条例の一部を改正する条例に関する意見の申出について」は、原案のとおり可決されました。

つづきまして、議案第35号「南城市立図書館管理規則の一部を改正する規則について」を上程致します。

事務局の説明を求めます。

生涯学習課長より「南城市立図書館管理規則の一部を改正する規則」について説明

具志堅教育長

これから質疑を行います。
質疑はございませんか。
質疑がないようですので、質疑を終わります。

議案第35号「南城市立図書館管理規則の一部を改正する規則について」採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)
異議なしと認めます。

したがって、議案第35号「南城市立図書館管理規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり可決されました。

すべての議案が終了しました。
ご協力ありがとうございました。

その他で委員のみなさまから何かございませんか。

宮城委員

教育長報告で、8月1日に市内各中学校県大会報告とありますが、大里中学校のみありませんが、何か理由があるのですか。

具志堅教育長

当日は、三校が市長及び私の方へ報告のため来庁しており、大里中学校についてはおりませんでした。後日サッカー部の県大会出場について報告を受けております。

他にございませんか。

糸数委員

8月4日の公民館サークルの説明会に関連して、現在、利用しているサークルの数やそのサークルの今後の活動場所が確保できているのかをご教示いただきたい。

生涯学習課長

現在活動しているサークルが27団体あります。内18団体が説明会へ参加していました。その内約9割は代替場所が決まっています。

糸数委員

閉館に伴って閉鎖するサークルもありますか。

生涯学習課長

今回の閉館による影響であるか定かではないですが、コロナの影響等もあって4団体が活動を終了することを把握しています。

宮城委員

サークル以外にがんじゅう教室があるが玉城はないですか。

生涯学習課長

これまでも中央公民館でがんじゅう教室は行っておりませんが、以前は閉館した玉城の福祉センターで実施しておりました。

具志堅教育長

がんじゅう教室については、現在は、知念と大里で実施しております。

他にございませんか。

では、私の方から報告します。

ESLキャンプについては、本市より小中高校生合わせて19名が参加し、20日の閉校式には私も参加してまいりました。子どもたちもとてもいきいきとしていて、参加して良かったとの意見がありました。2年ぶりの開催で不安もありましたが、評判が良かったので今後も状況を鑑みて実施していきたいと考えております。

他にございませんか。

他にないようですので、次回の臨時会についての説明を事務局よりお願いします。

教育総務課長

次回の教育委員会議は大里南小学校過密解消についての学校教育審議会委員の選任及び学校教育審議会への諮問について等を議題とし、令和4年9月8日(木)15:00より219会議室で開催します。ので、出席よろしくお願いします。

具志堅教育長

開催理由については、教育部長の方から説明します。

宮城教育部長より、教育委員会議臨時会の開催理由について説明

具志堅教育長

臨時会については9月8日木曜日に開催します。

なお、定例会については9月29日木曜日を予定しておりますので、よろしくお願いします。

これで会議を閉じます。

以上で、第8回南城市教育委員会定例会を閉会します。

平成4年8月31日調整

南城市教育委員会

議事録署名

知念 夏奈子

作成者 中村良